

白岡市省エネ家電製品買換え
促進補助金のご案内



白 岡 市

白岡市は、環境への負荷の少ない省エネ家電製品への買換えの普及促進を図ることにより、市民の地球温暖化防止への意識啓発に寄与するとともに、エネルギーの物価高騰による家庭の費用負担を軽減するため、予算の範囲内において、補助金を交付します。

1 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、省エネ家電製品へ買い換えるために必要な本体の購入に要する費用です（消費税及び地方消費税を除く。）。

2 補助対象機器の要件

冷蔵庫：省エネ基準達成率が100%以上の製品

エアコン：省エネ基準達成率が80%以上の製品

※ 省エネ基準達成率は購入する店舗、又は「省エネ型製品情報サイト」（右記QRコード参照）等でご確認ください。販売店オリジナル製品など、同規格の製品に別型番が付与されている場合があります。

サイトに登録のない製品については、メーカーや販売店にて基準達成の有無をご確認ください。



3 補助金額

対象となる省エネ家電製品の購入合計の実支出額と3万円を比較して少ない方の金額が補助額となります（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て）。

しらおか応援商品券と省エネ家電製品買換え促進補助金は、どちらも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業となるため、しらおか応援商品券を利用して省エネ家電を購入した場合、補助の対象となりません。

【計算例1】

○ 55,000円（税抜）のエアコンを購入・設置した場合

実支出額 55,000 > 補助上限 30,000

→ 補助の上限額は30,000円のため、補助額は30,000円

【計算例2】

○ 100,000円（税抜）の冷蔵庫と50,000円（税抜）のエアコンを購入・設置した場合

実支出額 150,000 > 補助上限 30,000

→ 補助上限額が30,000円のため、補助額は30,000円

【計算例3】

○ 25,000円（税抜）のエアコンを購入・設置した場合

実支出額 25,000 < 補助上限 30,000

→ 補助の上限額より実支出額が低いため、補助額は25,000円

4 補助金の対象となる方

補助金の交付の対象となる方は、以下の条件のいずれにも該当する個人となります。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、自らが居住する市内にある住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。）の既存の家電製品を撤去・処分し、当該住宅に同種の新品（未使用品）の省エネ家電製品を購入し、設置する方
- (2) 補助金の交付を申請する日において、市税の滞納がない方
- (3) 本人及び本人と同一世帯で生活する者がこの補助金の交付を受けていない方
(1世帯当たり1回限り)

5 補助金の対象とならない方

- (1) 法人
- (2) 賃貸及び販売の目的で省エネ家電製品を設置しようとする方
- (3) 補助金の交付を申請する日において、市税の滞納がある方
- (4) 同一の世帯において、当該補助金の交付を受けて機器を設置した方

6 申請の受付期間

令和7年4月14日（月）から7月31日（木）まで受付します。

4月1日以降に省エネ家電製品の購入・設置が完了し、申請書を提出していただく必要があります。受付期間中は、全ての申請書を受付します。この期間に受付した申請額の合計が予算枠を上回る場合は、交付決定者の抽選を行います。

なお、上記期間の申請額の合計が予算枠を下回る場合は、すべての方に交付決定を行います。8月1日以降は、1か月毎の申請期間を設け、予算がなくなるまで抽選、交付決定を繰り返し行います。

7 申請方法

原則として窓口への持参となります。やむを得ず郵送で提出の場合には、受付期間内の必着とし簡易書留を利用するなど、書類が確実に届くようにしてください。

また、記載内容の誤りや不足書類などの不備がある場合には、不備が解消されるまで受付ができませんのでご注意ください。

〔添付書類〕

申請書（様式第1号）は環境課窓口、市公式HP等でご用意してあります。

- (1) 領収書及びその内訳書の写し
- (2) 省エネ家電製品の製造事業者が発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- (3) 省エネ家電製品の省エネ基準達成率が確認できる書類
- (4) 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類（補助金の振込先情報登録用紙）

8 交付・不交付決定

申請書類を審査し、7月31日（木）の受付期間終了後おおむね2週間程度で補助金の交付・不交付決定通知書（様式第2号又は第3号）を郵送します。

9 補助金の請求

補助金交付決定通知書を受領後、必要事項を記入の上、速やかに請求書（様式第4号）を提出してください。

なお、申請書提出時に報告された口座情報と異なる名義や他口座への振り込みはできませんので、あらかじめご了承ください。

10 書類の保存

この補助金の申請において受領した書類等は、5年間大切に保存してください。

【担 当】

白岡市生活経済部環境課

ゼロカーボン推進室

〒349-0292

白岡市千駄野 432

Tel0480-92-1111 内線 285・286

E-mail : kankyou@city.shiraoka.lg.jp

白岡市省エネ家電製品買換え促進補助金制度 交付手続き流れ

